

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

1 日時

平成24年6月18日（月曜日）

午後3時3分開会、午後5時48分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村 誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、関根敏伸委員、五日市王委員、喜多正敏委員、高橋 元委員、郷右近浩委員、小野 共委員、岩渕 誠委員、高橋但馬委員、後藤 完委員、軽石義則委員、佐々木努委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉 伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨壱朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、飯澤 匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

高橋昌造委員、熊谷 泉委員

5 事務局職員

及川事務局次長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、栗澤主任主査、佐々木主任主査、葛西主任主査、菊池主査

6 説明のために出席した者

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監、
谷藤環境生活部環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、
大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、大槻総務部法務学事課総括課長、
田中総務部総務室入札課長、津軽石環境生活企画室特命参事、
伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、
松本環境生活部廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、
及川農林水産部農林水産企画室管理課長、高橋農林水産部農林水産企画室企画課長、
伊藤農林水産部農村建設課総括課長、佐藤農林水産部森林保全課総括課長、
井上県土整備部県土整備企画室管理課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、
吉田県土整備部建設技術振興課総括課長、
八重樫県土整備部建設技術振興課技術企画指導課長、
高橋県土整備部道路建設課総括課長、及川県土整備部河川課総括課長、

渡邊県土整備部都市計画課総括課長、澤村県土整備部建築住宅課総括課長、川村県土整備部港湾課総括課長、宮復興局総務課総括課長、森復興局企画課総括課長、渡邊復興局まちづくり再生課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、鈴木復興局生活再建課総括課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

- (1) 災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について
- (2) 災害廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しについて
- (3) その他

ア 社会資本の復旧・復興ロードマップの概要について

イ 現地調査実施報告書について

9 議事の内容

○**田村誠委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

高橋昌造委員、熊谷泉委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1 災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について、執行部から説明願います。

○**大村技術参事兼漁港漁村課総括課長** 今回の入札契約の案件におきまして、現契約者はもとより入札に参加していただきました関係者の皆さんに大変な御迷惑をおかけいたしました。また、早期復旧を待っておられる県民の皆様、そして特別委員会の委員の皆様にも御心配と御迷惑をおかけすることとなり、大変申しわけなく思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、お手元に配付してございます委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきます。まず、誤りの内容でございますけれども、沿岸広域振興局、釜石にあります本局水産部、それから大船渡水産振興センターが入札、契約しました業務委託14件につきまして、設計の積算、最低制限価格の設定に誤りがあったものでございます。そのうち12件につきましては、現在の契約者と異なる者が落札者になり得たものということでございますので、このまま契約を継続することは適当ではないということから、現契約者に事情を説明の上、精算の手続を進めることについて理解を求めているところでございます。

誤りの内容についてでございますが、まず誤りの内容の欄を縦に見ていただきますと、大きく三つの誤りがございました。一つ目は、最低制限価格の算定をするときに、最低制限価格の算定そのものを間違えたもの、それからエクセルシートで設計積算したわけですが、その設計積算が誤ったもの、それから入札公告で公表しております発注用設計図書と設計積算書の数値に間違いがあるものと、大きく分けて三つでございました。

最初に、沿岸広域振興局水産部、釜石の案件は、誤りが7件、そのうち入札結果に影響したのが6件でございます。これは、すべて最低制限価格を算定する際に、本来入力すべき金額を取り違えたということで、過小に算定をしていたというものでございます。

それから、大船渡水産振興センターにつきましては、誤りは7件、そのうち入札に影響したものが6件でございます。一つは、ボーリングの試験単価を間違えたもの、それから電子納品成果作成の価格を誤ったもの、これらはみんなエクセルシートに誤りがあったというものでございます。そのほか、調査項目の集計漏れが1件あったというもので、以上4件が過小積算になっていたものです。それに加えて、入札公告で公表しておりました発注用設計図書と設計積算書の数値に違いがあったもの、これが2件ございました。

恐れ入ります。2枚めくっていただきまして、3ページ目をお開き願います。上の表が沿岸広域振興局水産部の一覧になっております。右端に最低制限価格の差額BマイナスAというのがございますが、これが違算額ということに置きかえてもらっても結構だと思います。これを見ますと、最低制限価格の算定そのものを間違えましたので、大体10万円から20万円の差額になっております。

それから、下の表の大船渡水産振興センターにつきましては、1番、2番、3番が積算の誤りでございます。8,900円余の誤りから2万円弱の誤りになっております。4番目の長部漁港海岸につきましては、それに加えて足し算等のミスがあったということで、17万円ほどの違算額になっております。それから、5番、6番は、そもそも発注用図書との数値が違っていたということで、このような差額になっているというものでございます。

恐れ入ります。また1ページ目に戻っていただきます。この表の一番下で、これは工事の関係ですけれども、沿岸広域振興局水産部が発注しようとした白浜（鵜住居）漁港の関係ですけれども、入札公告中に誤りを発見したということで、過少積算だったというものです。これは、既に6月1日に設計を見直しまして、再公告をしてあるものです。

それでは、2ページ目をお開き願います。本事案の対応ですけれども、この12件につきましては、入札の公平性、公正性の確保という観点から適当ではないと認められるため、相手方と協議しまして同意を得た上で、今まで履行しました委託事業の内容とする変更契約を締結いたしまして、精算処理を行うという方針でございます。

現契約者への対応でございますけれども、12件に係る関係者9者には、沿岸広域振興局の職員が訪問いたしまして、経緯を説明しております。精算することとあわせまして、契約変更等の手続の前に再入札の手続に入るということについて同意していただきたい旨の文書を6月5日付で局長名で送付しております。これまでに回答があったのは6者でございました。残り3者につきましても、引き続き理解を求めていくこととしております。

それから、再発防止対策でございますけれども、事案の発生以来緊急会議を開催いたしまして、情報共有を図ること、二重チェックを徹底することを確認しております。また、各局におきましても同様の会議のほか、沿岸広域振興局管内の関係職員を一堂に会しまして研修会を開催するなど、再発防止に努めているところでございます。

さらに、事案発生の要因、問題点を整理するとともに、再発防止に向けた対策を検討するため、農林水産部内に外部の有識者を含みます漁港海岸災害復旧関係入札等検証委員会を設置してございます。この委員会につきましては、委員の構成は部内の委員と関係部局、それから外部の委員で構成されているものでございます。運営につきましては、委員会を行うほか、ワーキンググループでの検討も行うこととしております。最終的には、再発防止策の取りまとめを委員会で行うこととしております。スケジュールにつきましては、これから2回ほど委員会を開催することとしております。

○吉田建設技術振興課総括課長 このたび県土整備部所管の道路災害復旧測量、地質調査業務委託におきまして予定価格の積算に誤りがあり、これに伴って条件つき一般競争入札の最低制限価格を誤って設定した結果、適正に積算されていれば失格とすべきものであった者と契約を締結していた事例が判明いたしました。関係する皆様に多大の御迷惑をおかけし、また県民の皆様、県議会の皆様に大変な御心配をおかけしておりますことについておわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

それでは、引き続き資料に基づいて説明を申し上げます。道路災害復旧事業の入札契約についてでございます。入札契約に係る誤りの内容につきましては、沿岸広域振興局宮古土木センターが入札契約した道路災害復旧（宮古市代行）測量・地質調査業務委託1件について、設計の積算や最低制限価格の設定に誤りがあり、正しく積算を行った場合、現在の契約者と異なる者が落札者となり得たものでございます。このため、入札の公平性、公正性の確保という点において、このまま契約を継続することは適当ではないことから、現契約者に事情を御説明の上、精算の手続等を進めることについて御理解を求めているところでございます。

算定等の誤りの内容につきましては、業務の所管は宮古土木センター、件数は1件、入札結果に影響する件数は1件、誤りの内容は今年度から新たに運用した委託積算システムの諸経費の算定式に誤りがあり、設計金額が過少に算定されたものでございます。箇所名は宮古市田老でございます。

2番当該事案の対応方針についてでございますが、本事案につきましては、このまま契約を継続することは入札の公平性、公正性の確保という観点から適当ではないと認められることから、設計業務委託契約書第51条、契約外の事項に基づき相手方と協議して同意を得た上で、既に履行されている部分を委託業務の内容とする変更契約を締結し、精算処理を行うこととしております。

関係者への対応でございます。本事案に係る関係者につきましては、沿岸広域振興局及び県土整備部の職員が訪問し、経緯を御説明した上で、6月5日に沿岸広域振興局長名で当該契約を変更し、精算することとあわせて契約変更等の手続の前に再入札の手続に入ることについて同意していただきたい旨の文書を送付しております。回答期日としておりました6月8日までには同意の回答はございませんが、今後も引き続き理解を求めていくこととしております。

再発防止策についてでございます。委託積算システムの点検は、現在すべて終わり、修正もすべて終了いたしました。6月16日から運用を再開しております。

なお、システムの運用に当たっては、今回行った点検手順を確実に実施していくとともに、現場での積算業務におきましても作成した設計書と基準書を照合すること、二重チェックを徹底するなどの対策を強化してまいります。

一番下が具体の事例でございます。沿岸広域振興局宮古土木センター発注の道路災害復旧（宮古市代行）測量・地質調査業務でございます。契約日は、平成24年5月10日となっております。最低制限価格で7万7,400円の差異が生じているものでございます。

○田村誠委員長 それでは、ただいま説明がありました災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について質疑、意見等ございませんか。

○及川幸子委員 ちょっと私からしますと、物すごく多い数ではないかと思えます。実際、原因は何だとお考えですか。こんなに次から次と積算ミスとかあるのは、お一人の方がやってきたのならわかるのですけれども、いろんなところからどんどん出ているのではないですか。それでなくても、この漁港海岸災害復旧事業というのは大分おくられていると思えます。そういう中で、こんなに多い数のミスが出たということ、コンサルのほうの会社には責任がなかったのかどうか、その原因は何だとお考えなのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回の案件は、堤防などの施設を復旧する前段の地質調査、構造設計を行う業務というものでございまして、本年の3月に15件まとめて発注しなければいけないということになっていまして、その15件がそのままいろんなミスにつながったということで、集中的に起こったというものでございます。

それで、この3月の時期は、工事の設計変更とか、いろいろ業務が重なったということもございまして、非常に業務が多忙であったというのも一つの原因だとは思いますが、基本的には先ほど御説明しました最低制限価格の算定におきましては、釜石の案件ですけれども、1人の担当が同じような算定ミスをして作成したというところが一番大きなミスの原因だろうと思っております。

それから、大船渡のほうはもともとのシステムのところに間違いがあつて、それを個々にミスを訂正しながら使っていたのですが、ミスがそのまま見過ごされていたということもありまして、今回同時期に集中的に発注したということで、こういう案件、件数になったということでございます。この件につきましては、コンサルのほうには瑕疵というのはいりません。

○吉田建設技術振興課総括課長 県土整備部の事案におきましては、現場の積算業務の負荷を軽減するべく作成した新しい積算システムそのものが間違いを含んでいたという、大変残念な事態でございます。この積算システムの開発の過程において、やはり我々のチェックに漏れがあつたと考えております。大変申しわけない事案だと思っております。

○及川幸子委員 これからチェック機能をかなり強化するとは言っていますが、業者は物

すごく憤慨しているのです。皆さんのところに謝りに行っているようではすけれども、それだけでなく、とるために最低価格で入っているのに、それすらももうすべて失格ということで——12件のうちまあまあ了承したのが6件ですか、なかなかこれは理解を得られないのではないかと思うのです。やっぱりこの業務が大変だったとかいうことはできないと思うのです。業者は大変な思いをして、いろんな書類をいっぱい重ねて提出して入札に参加しているのです。それで、ちょっとでもミスがあるとやり直して、またすごい資料の提供をさせられる。それで何かあると、もうびしびし呼ばれてえらい注意を受けると、業者は物すごく憤慨しております。そういう始末をどうするのかですね。皆さん一同に謝りましたけれども、業者はとにかく心外、頭に来て、もう入札なんか参加したくないと言っているのです。ですから、これから二重チェックをして、どうだこうだといってなくなるものかどうか、そういうところもちょっとお聞かせください。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 確かに多大なミスをして、コンサル等には大変な御迷惑をおかけしたと思っております。

それから、確かに今、最低制限価格のところには皆さん意識を集中して札を入れているという実態がございますので、1円たりとも間違っただけいけないというような状況にある中でミスをしてしまったということで、非常に残念な思いがしているわけですが、やはり基本的には我々のヒューマンエラーもございまして、そのチェックもやっていたとは思いますが、甘かったというのは、その結果を見てもそういうことですので、やはり我々できることをきっちりやって、二度とこういう間違いのないように行っていきたいと考えております。

○及川幸子委員 そのお気持ちはわかるのですけれども、いずれ総務部に入札の最後の決定権の部分がいったということが随分よくなかったのではないかと、こういうように余り多過ぎるので。やっぱり入札部門というのを総務部に置いたこと自体、チェック機能ができなかったのではないかと思うのです。入り口と出口やっぱり同じところにしないと、絶対これはまた発生すると思えますよ、どうですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 大変申しわけありません。建設関連業務は県土整備部が制度を持っております。そうしたことから、我々の中で現場の負荷を軽減する、もしくは間違いを少なくする、計算を簡単にするということの見直しをぜひ早急にしたいと考えております。

〔「答弁になっていないぞ」と呼ぶ者あり〕

○及川幸子委員 余り答弁になっていないというお話聞きまして、やっぱりその辺のところをしっかりとやっていただいて、復興局といえども一日も早い復興をしなければ、それだけでなく1年3カ月、余り見えてこないのが現実でございまして、その辺のところ、総務部と県土整備部、そして復興局、やっぱり三つの部局が一緒になって、今後こういう間違いを絶対起こさないように頑張ってくださいと思います。

○嵯峨吉朗委員 今、及川幸子委員からの原因はどこにあるのかという質問でしたけれど

も、多忙だったという話もありました。大ざっぱでいいですけども、通常の仕事量からするとどれぐらいの仕事量になっているのでしょうか。それと、その対応する人数と比較した場合どうですか、その実態としては。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 通常の業務とどう比較すればいいかあれですけども、今般の災害につきましては、うちの課だけで4,500億円余の被害を受けまして、そのうち災害査定でとれましたのは3,000億円余ということで、通常ベースの予算でいけば45年分の業務量ということになっております。確かに業務多忙という話はしましたけれども、業務多忙だからといって許されるものでもなくて、やはり今回のミスというのはきちりと確認したり、その間違えた本人自身がきちりと認識を持っていれば防げた事案であったと思っておりますので、引き続ききちりと指導しながら、間違いのないようにしていきたいと思っております。

○嵯峨吉朗委員 先ほどの理由の中に、さまざま入力ミスもあった、算定式の誤りというのがありました。県土整備部の説明がそうでしたか。算定式が誤っていたら、それでやったものは全部誤ってくると思うのですけれども、これでおさまっているのですか。誤ったものというのは。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 最低制限価格を算定する場合には、設計書の中の四つの費目がございまして、その四つの費目を、シートがありまして、それに0.9掛けたり、0.4掛けたり、いろいろ計算しながら最低制限価格が出るようになっております。そのシートでは、チェック機能もついていまして、これを全部足し算すると最後の答えに合うというので、オーケーという表示が出るのですけれども、今回はこの縦の欄は合っていたのですが、入れるときに入れる場所を違えて入れてしまったということから、違う最低制限価格が出てしまったという案件でございます。これは、やった本人はこれで合っているのだと思ってつくってしまったということですので、こういうヒューマンエラーがありますので、やはりその上の次のチェックの人の段階できちりやれば防げたのだらうと思っております。

○八重樫建設技術振興課技術企画指導課長 県土整備部の案件につきましては、4月1日から運用を開始しました新しい委託積算システムの中の誤りでございました。地質調査業務の諸経費を算定する式が、諸経費を算定するために掛けるべき直接人件費、この合計に設計協議費をカウントしていないという自動計算上のプログラムミスでございました。この単価を使った設計書は、すべて該当したものがチェックできるシステムにつくってございましたので、直ちにチェックを行いましたところ、先ほど説明いたしました宮古土木センターの案件1件のみが契約に係る影響があるということを確認したものでございます。その他の案件についての契約に係る影響は、確認されませんでした。

○嵯峨吉朗委員 今回のこのミスは、沿岸広域振興局に限っていますよね。同じようなシステムを使っているわけですけども、なぜ沿岸広域振興局に限っているのでしょうか。これはどう思いますか。先ほどのヒューマンエラーという形で片づけられていいのですか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回の沿岸広域振興局水産部の案件につきましては、システムの関係ではなくて、最低制限価格を算定するときに思い違いをして数式を間違えたものということでございます。それで、大船渡のほうはシステム自体に誤りがあったわけですが、それを訂正しないで使ってしまったというのが原因でございまして、釜石のほうはそのシステムミスについては修正して使っていたということでございます。

○嵯峨吉朗委員 数日前の新聞報道に、同様のミスが昨年度 26 件あったという指摘があったわけですが、これは事実なのですかと言うと変ですが、事実ですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 土曜日の岩手日報に掲載された記事のことだと存じます。私どものほうでお話ししました内容ですが、県土整備部関係では平成 23 年度に 717 件の契約がございまして、そのうち 24 件の積算ミスによる契約取りやめがございました。その都度修正し、再入札に付した後、契約を締結してございます。また、平成 22 年度におきましては 494 件中 18 件でございまして、こういう比較は、ちょっとどうかという気もするのですが、大体 3%程度の積算ミスがございまして、これについては私どもも非常に憂慮しております。このたびの委託積算システムの開発におきましても、そういった積算ミスが極力少なくなるようにということで取り組んできたものでございます。

○嵯峨吉朗委員 これは、ミスがあったけれども、入札にまだ至っていなかったという理解でいいですね。

○吉田建設技術振興課総括課長 平成 23 年度の 24 件は、入札公告を行った後に契約以前に取りやめをしたものでございます。

○嵯峨吉朗委員 わかりましたが、今回の件は再度入札するということですが、もう既に入札金額とか最低価格というのはわかっているわけですよね。同一の物件、同一の内容で入札した場合に、どうやってその金額を決めていくのか、どのようにやっていくのか、ちょっとその辺がどうなのかと思っているのですけれども。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 確かに、一度入札をかけている案件の再入札ということになりますけれども、現場条件等の数量関係の変更ですとか、それから今般 6 月以降は積算体系も数量が変わっておりますので、また新たな形での設計を組み直して再入札というやり方になろうと思っております。

○嵯峨吉朗委員 今回は建設関連業務という内容で、ほぼ同一の入札の内容ですが、例えば漁港の防波堤というのか、防潮堤というのか、それが実際に調査して、その上で工事ですが、一定の金額を見積もりして、そして発注するわけですが、いざ工事にかかって厳密に調査したら、どうも水中ですから、実際に見てみなければわからないというのも確かにあるようです。そういったいわゆる発注段階での確認、調査内容と実際に受注してから現場を見たらもっと被害が大きい状態になっているとか、また逆もあると思うのですが、そういった事例も出てくる、同様かどうかはわかりませんが、誤りではないのかもしれないけれども、受ける側からすれば誤りと同様な感じだと思うのですが、それ以上にかかる可能性あるわけですから。そういったことの心配はないのでしょうか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 実際の請負工事の場合においては、事前に請け負った業者に細部の調査を再度お願いしておりますので、その状況に応じて設計変更という扱いで工事を進めていくことにしております。

○嵯峨吉朗委員 わかりました。今回の一連の結果というのは、以前からですけれども、特に測量業務の入札は同札入札が多かったのです。1円単位まで一緒だったというのが10社並ぶとか。それで、くじ引きでやっているという例が多発していたわけですね。結局測量の技術ではなくて、積算の技術で仕事をとっていると言われていた。恐らく入札のあり方自体に問題あるのかなと思って見ていました。同時に、こういった関連業務の情報公開、終わった後に全部情報公開しているわけですけれども、それも全国的に見ると決してそれが普通ではないというか、非公表のほうが多いのですよね。それが原因とは言わないけれども、何かそういったことも、今後の対応として見直していく必要があるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○吉田建設技術振興課総括課長 建設関連業務の入札制度の見直しについてでございますが、まず確かに昨年は契約件数のうち、40%程度がくじ引きで決まっております。これはやはり制度的に非常に疲労しているというか、問題があるという認識でございました。それに伴って、関連業界の方々ともいろいろ意見交換をして、いろんな制度の御相談をしたところなのですが、引き続き、制度については見直すということで、可能な限り早い対応をしたいと考えております。

それから、情報公開についてでございますが、確かに本県の情報公開は全国的に見ても非常に詳しい部分まで公開しているということがございます。ただ、このようなたくさんのミスが発覚したときに、情報公開の方向を消極的にするというのは、タイミングとして極めて難しいと考えております。

○嵯峨吉朗委員 ぜひいろんな機会を通じて、いいほうに見直していただきたいと思いません。

ちょっと高前田副局長にお伺いしたいのですけれども、県の認識として、今回の災害の状況は非常時だと思っておりますか、常時だと思っておりますか、どうですか。

○高前田理事兼副局長 非常時だと認識しております。

○嵯峨吉朗委員 そうだと私も思います。結局、先ほどのヒューマンエラーも含めて、いろいろあったわけですけれども、非常時なわけですね。それを常時の制度とか、システムとか、人員配置の延長線上で解決しようと、対応しようとしているところに最大のミスの原因があると私は思っているのです。だから、発想として、今、高前田副局長がおっしゃいましたけれども、非常時であるという認識があるのであれば、人的パワーとか、量が必要なところに大量に事務の人も投入すると。1人の人がこういった入札を十数件もやって、間違ふこともあるとは言わないけれども、ないわけではない、あるわけですね。ですから、そういった非常時であるという発想のもとに、すべての業務、必要なところに必要な人を配置すると、そういった発想でやっていただきたいと思っておりますが、見解があつたら。

○高前田理事兼副局長 今回の大震災津波については、先ほどお答え申し上げましたように非常時であるという認識でございますが、一方で入札の公平性、それから公正性の確保ということもしっかりと意を用いるべきことであろうと考えております。したがって、今回の事案について、まずはきちんと検証した上で、再発防止策を徹底するというところで、二度とこのような事案が発生しないような再発防止に万全を期すということは重要であると認識しております。

また一方で、特にこれから年度後半に向かって、ますます事業量の増大というものが見込まれますことから、まずはチェック体制の強化であるとか、担当職員の研修など、再発防止を徹底するというところだろうと思っておりますけれども、そういった事業量の大幅な増大に対応して、今後、関係各部とも連携を図りながら、職員体制の強化でありますとか、入札制度の改善についても検討してまいりたいと考えております。

○小野共委員 今回の事案であります、何よりも県民の皆様の信頼を大きく損なってしまったということを肝に銘じていただきたいと思います。被災地は今年度、復旧、復興のまちづくりについて目に見えないということで、大きく大きく閉塞感がもう既に漂い始めておるところでございます。それにつきまして、起きたこういう不祥事と申しますか、こういう単純なミスによる復旧、復興工事のおくれというものにつきまして、被災地の住民は本当に大きく落胆いたしております。

平成24年度の公共工事入札の資料によりますと、周知のとおりであります、今まで以上の入札の件数というものが多大な量になっておるところでございます。これはどう考えても、優先順位といたしまして、スピードと入札の確実性というものを同順位で1位に、どちらも今の人数でうまくやってくれというのは、やっぱり不可能なのではないのかなという気もいたしております。沿岸の振興局の人員につきまして、本庁としてどのような支援ができるのか、聞いておりました対応策では、職員の研修でありますとか、そういったものではとても対応できないのだろうと思っております。より一層の具体的な本庁の振興局に対する支援と申しますか、対策というものをどのように考えているのか、そのあたりを聞かせてください。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 沿岸広域振興局のほうの応援ですけれども、震災以来大変な事態に陥っているということで、本庁のほうでも別室に支援室を設けて、うちの課の職員も一緒になって沿岸の査定の応援をしますとか、そういうことで昨年度は乗り切ってまいりました。沿岸広域振興局でこれから大規模の5億円以上の工事もこれから66件設計書をつくらなければいけないということにもなっておりますので、大変な御苦労になると思っておりますけれども、その辺のチェック体制につきまして、本庁のほうでもチェックをきっちりやって応援をしていきたいと思っております。

あと、人員につきましては、昨年度は県外からの応援が最大で23名応援に来ていただきました。今年度は13名ということで、各都道府県の事情もございまして、10名ほど減っております。その分というわけではないのですが、任期付きの職員を採用していただい

おります。3年間の期限でやっていただくという、その職員を5名ずつ宮古、釜石、大船渡に配置させていただいて、頑張らせていただいているという状況ですけれども、すぐ積算とかそういうものに順応できるかといいますと、やはり少し時間はかかると思いますけれども、ある程度腰を据えて業務になれば、かなりの戦力になってくるのではないかなと感じております。

○小野共委員 基本的に人員の不足に起因するものと、そのミスは考えるわけでございますが、昨日以来振興局のほうにお邪魔いたしまして、その原因なり、これからの対策なりを聞いておる限り感じますのは、その職員の人たちが、やはりマスコミ報道なりこういった不祥事の結果に対しまして、とても萎縮しているということでございます。本当に残念なことではありますけれども、この萎縮によって復旧、復興のスピードがおくれたりすることになりますとは、本末転倒となってしまうのだらうと思います。優先順位といたしましては、確実性は当然のことではあります、スピードがおくれることのないようによろしくお願い申し上げます。

○及川あつし委員 まず、委員長に申し上げたいと思いますが、実はこの案件、私たまたま早い段階で聞き及びまして、これまでずっと詳細にヒアリングも、いろんな制度の研究もしてまいりましたけれども、最初これは臨時議会マターかなというような気もしたのですが、部局の皆さんがかなり悩まれているなと思いましたので、その請求はしませんでした。委員長の御配慮できょうこのような質疑の機会をいただいたということは、今皆さんがきょう報告したものは、私にとってみれば多分問題の設定が間違っていると思っていますので、軌道修正する機会をいただいたという意味で、まずこの委員会の開催に心から御礼を申し上げたいと思います。

ただ、きょう議会運営委員会で飯澤匡委員から提案もあったと思うわけですが、でき得るならばきょうの委員会は総務部長、また担当する上野副知事、沿岸広域振興局長、そして県土整備部長、農林水産部長もここに同席していただかないと、本質的な議論を多分できないと思っていますので、きょうの質疑の結果いかんであります、今申し上げた副知事並びに担当する部長、局長を入れて質疑をさせていただくことも含めて世話人会で御検討いただきたいと思っておりますし、前から申し上げているとおり、我々は非交渉会派でありますので、世話人会のオブザーバーにもなっていないという現状があります。最低オブザーバーに入れていただいて、委員会運営をしっかりとやっていただくように冒頭申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

質問に移るわけではあります、きょうは質疑と意見交換ということでございますので、まず意見を申し上げたいのですが、先ほど小野共委員が言ったことがすべてなのかなと思います。今回改めてこの問題は何が問題かということになれば、申すまでもなく設計ができなければ工事も発注できない、しかも今回の設計と調査が終わらなければ、いわゆる防潮堤の高さも決まらないので、市町村が設定している地区計画の推進も図られないということで、復興事業の1丁目1番地の一番大事なところでひっかかってしまったということ

で、大変に懸念していることであります。今回、今説明があった内容と、そして具体的に検討する方向をここで定めてしまうと、これから何百件にも及ぶ発注事務に全部影響してまいりますので、何が大事かということをもう一回見て、再度問題の検証と対策をしっかりとやっていただきたい。ここでつくったスタンダードがこれから10年先のさまざまな事業に影響してきますので、小手先の解決策を出さないようお願いしたいと思っております。

問題の所在、多分いろいろあると思うのですけれども、もちろんヒューマンエラーという問題はあると思うのですけれども、私はそこは出口の実は非常に小さい問題で、これまでコンサル業務の発注業務にかかわってどういう問題があったということをもう一回見てもらいたいのです。私はいろんな業者から聞き取りしましたけれども、先ほども嵯峨委員からも質疑ありましたように、多分平成14年だったか平成13年の大船渡の——私も1期目だったのですけれども——入札で問題があつて、あれ以来岩手県の入札制度というものは公開性、透明性というのを前提にせずと進めてきたと思うのです。しかし、ここ何年かの業務の発注の状況を見ると、結局皆さんは入札をして、事後的にじゃんじゃん、じゃんじゃん他県にも増して情報公開をする。そして、業者のほうは、皆さんからいえば積算能力を高めるという意図なのかもしれませんが、今どうなっているかという、入札が公告されたと同時に、その入札自体をつぶそうという動きもあるやに聞いておりますし、入札が終わって契約に至る段階で、その契約行為をつぶそうということで情報公開をして、ちょっとした間違いによってその入札自体を無効にしてしまうという行為がたくさんあったと聞いておりますし、今回はそれが進化をして、契約をした後にこういう問題が発覚したという状況が起きていると私は認識しております。

その意味で、もう一度検証してもらいたいのは、一体最低制限価格というのは何ぞやと。何か議論とか報道を見ていると、あときょうは大村参事の説明聞いても、ミスとか、間違いとかという言葉がいっぱい出ていますけれども、何が間違いかという、制度設計そのものと、今置かれている事態を皆さんがあらかじめ予期して、もう一回制度の見直しを図ってこなかったことが最大のミスだと私は思っております。しかも、きょうの説明についてもいろいろ聞きたいのですけれども、だれがこの解決策をつくったのかなということの大いに私は疑問に思っておりますし、多分今のやり方は問題を解決しない方向にいったらと思いますし、きょうの説明も私がヒアリングしている内容とちょっと違うなという感じがしておりますので、まずその件ちょっと伺いたいと思います。

まず、農林水産部から出していただいた今の資料の1の4行目に、入札の公平性、公正性の確保という点において、このまま契約を継続することは適当ではないことからと書いていますが、このまま契約を継続することは適当でない判断したのはだれなのか、いつの時点でこういう判断をしたのか。また、精算の手續等を進めると書いてありますけれども、これは契約書の第何条を根拠にしているのか示してください。

2ページについて伺います。これは県土整備部についても同様であります。2ページの関係者への対応ということでもあります。ここちょっとうそがあるのですよね。うそが

あるというか、経過を飛ばしています。3番の関係者への対応についてであります、当該事案12件に係る関係者には、沿岸広域振興局の職員が訪問し、経緯を説明した上で6月5日に同局長名で云々とありますけれども、確認ですけれども、契約業者に説明に行った職員は、きょうの出席者に私はいないと思うのですが、いるとしたら何人かですね。その後伺いたいのは、経緯を説明して、5日に局長名で精算の依頼をする文書を、これはいきなりファクス出したのですよ。業者側はこういう方向でいいと言っていないのですよね。ですので、何かこれ、あたかも残りあと3者だけの問題のようですけれども、既に8日の段階で6者が、まあ、しょうがないなと言っていますけれども、賠償について話ついていないのですよね、ここ。これも含めて、きょうの説明事案についてももう少し詳細に御説明をお願いします。だれがジャッジしたのですか。

○及川あつし委員 委員長、わかっていたきたいのは、ここに部長級がないから答弁できないのです、実は。できるのですか、ではお願いします。

○及川農林水産企画室管理課長 最初に判明いたしましたのは、釜石の件でございますが、これが判明いたしましたのが5月9日から10日の入札におきましてですから、5月10日に判明いたしております。その時点で沿岸広域振興局では、このまま進めることは疑義があるとして、その時点で契約を解除するかそういう話ではなくて、業務を一たん停止してくれという判断を沿岸広域振興局で行っております。それが5月10日でございます。

その後、大船渡水産振興センターでも同様の件がございました。その取り扱いにつきまして、最終的にこのまま契約を継続すべきでない。御説明申し上げましたように、相手方の同意を得た上で契約変更をし、精算するという方針を決定いたしましたのは、6月4日、県土整備部と私ども農林水産部が協議して決定したものでございます。

根拠といたしましては、契約書の第51条。第51条と申しますのは、契約外の規定につきましては、お互い協議して決定するということになっておりますので、いわゆる一方的な解除という形ではなくて、この取り扱いについて契約者の双方が協議して決めてまいりましょうというものでございます。第51条を根拠といたしております。

○及川あつし委員 さっきお伺いしましたけれども、契約業者に直接説明に行った職員の方いらっしゃいますか、この委員会に。

○八重樫建設技術振興課技術企画指導課長 当職が1者の方にお邪魔しております。

○及川あつし委員 建設技術振興課技術企画指導課長が1者だけですね。ほとんどは沿岸の担当の職員の方が行って、今の説明と違うことを言っているのです。何を言いたいかという、今、第51条という話ですけれども、当初担当の職員の方が説明していたのは、契約書の第41条、発注者の解除権を使っていたのです。発注者の解除権というのがあって、要は発注者が発注者の事情で解除することができますよということをやっていたのです。しかも、なぜだということを知ったら、平成15年だったかに水沢の振興局内の建築工事で同様の問題があって、680万円ぐらいの工事だと思うのですけれども、そのときにこの第41条を使ってやったからというような説明だったと思うのですけれども、それはおかしい

でしょうと、いろいろ議論があって、まだ議論が煮詰まっていない段階で、6月5日に広域振興局長名でファクスが送られたのです。8日までに同意するかどうかファクスをくれということ、回答をしろというのが今回の本当の経過でありまして、説明と実態が違うのだということをご検証していただきたいと思います。

それで、実はお伺いしたいことは山ほどあるのですが、委員会の進行に協力するためにちょっとかいつまんで質問をさせていただきたいと思うわけですが、今、第41条を適用するとか、第51条を適用するとか、第18条の話もあったようですが、どうも皆さんの解釈が揺らいで、その都度いろんな足跡を残していて、多分これ裁判になったら、皆さんが文書で残していますから、大変な問題になると思います。例えばこの問題が発覚した後に積算参考資料というのが出されていて、これは国語能力がないと読み取れないのですけれども、ちょっと読みますと、この資料は入札者の迅速な見積もりに資するとともに、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。問題が今生煮えの状況で、追加してこんな文書を出しているのです。これはどういう意味ですか。つまり私が何を言いたいかというと、皆さんが今回の問題を解決するに当たって、根拠とするものを二転三転四転させて、しかも問題が解決しない間に、今設計業務用なんていう参考資料にこんな文書入れて、一体何を根拠に解決しようとしているかということ、ダブルスタンダードではなくてトリプルスタンダードですよ。今までのところ。ですので、お伺いしたいのは、一体この件について、今申し上げたようにそういう現場で説明している皆さんが根拠を変えているという事態をわかっているかどうか、どう認識しているかお答えいただきたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回の経緯につきましては、沿岸広域振興局の部長、課長等がコンサル等に訪問して経緯を説明したとなっております、その中で私どもの認識とすれば、契約解除も含めてお願いしたいというような形の、ある程度はつきりとした何条に基づいて解除とか、そういう形の言い方ではなくて、契約を続けることは難しいと、そういう形の経緯を説明したものと考えていましたので、いきなり第41条で振興局の職員が説明したのかどうかというのは、ちょっとあれです。

それから、6月5日の局長名でいきなりファクスという形はうちのほうでは聞いていなくて、こういう形のもを出したいということで全社に電話で御連絡して、了解を得てファクスをしたと私のほうでは聞いておりますので、いきなりファクスをして、失礼のないような形でやったとはうちのほうでは聞いております。

それで、あと今の第18条という話は、第18条をどうこうという形で、うちのほうから説明したということはないと思っておりましたけれども、いずれきつちりと局長名の文書で差上げたのは、第51条の甲乙協議でお願いしたいというのが最終的な方針で文書が出たと認識しております。

○及川あつし委員 やっぱり大村参事も経過を間接的に聞いているというような感じが今

の答弁でいたしました。もう一回申し上げますと、最初はお願いに行ったのです。そのときに、どうもヒアリングする限りでは、契約を解除する根拠は何ですかと聞いたときに、特別ありませんと答えていることもあるのですね、5月の十何日かの段階では。その後、第41条を持ち出して発注者の事情によってやりますと言って、その後いろいろなやりとりがあった中で、6月5日にファクスが送られたのです。これは間違いのない事実経過でありますので、ぜひ御確認をいただきたいと思います。

いずれ問題は、今申し上げた誤謬または契約後の条件変更による場合を除き契約上の変更対象としませんという、この文書ですけれども、今もう出されているのです、積算参考資料で各業者に。一体これは何ですか。どういう意味ですか。どういう根拠でやっていますか。これと、6月5日に皆さんが送ったファクスの内容が整合性ないのではないかなと思うからお伺いするのですが、いかがでしょうか。これがもし訴訟案件になれば、必ずこの点が出ると思うのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 その積算関係のものがちょっとわかりかねますので、済みません。

○及川あつし委員 私は6月8日に出ている文書をもったのです。6月8日に出ている文書に全部入っているのですよ。誤謬または契約後の条件変更による場合を除き契約上の変更対象としませんと。意味がよくわかりません。これはしっかり精査してください。業者にちゃんと出ていますから。後で確認してください。

事情がおわかりではないようなので、ちょっと論点を変えてまとめながら質問させていただきたいのですが、やっぱり今回の経過、どこか何かがおかしい。5月10日の段階でというお話がありましたけれども、我々県議会を通じて第一報を皆さんからいただいたペーパーには、疑義を感じた業者が建設技術振興課に言って、そして沿岸広域振興局に言って、そして精査をしたところ、誤りがあったので、沿岸広域振興局の判断で業務を停止しろという話になったということなのです。私は最初聞いたときに、これは何だと思ひまして、総務部長にあえて電話しました。5月16日だったと思います。全く事案を知りませんでした。県土整備部長も全く事案を知りませんでした。つまりこれぐらい大きい問題を全庁的な課題としてやるのではなくて、沿岸広域振興局の判断で着手してしまっ、二転三転四転してここまで来たのではないかなと私は見立てておりますので、これは本当に大きな問題で、冒頭に戻りますが、これから何百件の発注案件に大きくかかわってくるので、全庁的な問題としてしっかりとらえていただきたいということで、この点については意見として申し上げておきたいと思います。

次にお伺いするのは、今後についてであります。先ほど吉田総括課長が、いわゆるヒューマンエラーがあった段階で情報公開のし過ぎについて是正するのは適当ではないというお話ありましたけれども、私はやらなければだめだと思います。議会事務局に調べてもらいましたけれども、いろんな調べ方があったのですが、建設関連業務委託契約における情報公開内容についてということで、事後的に公表をどの程度やっているかというので調

べてもらいましたけれども、公表しているのは12件、非公表は34件。公表という言い方が多分誤解を招くと思うのですが、今皆さんがやっていることは、自分たちのつくったルールで自分たちを縛って、そして業務をひたすらふやして、そしていわゆるミスと言われることでさらにたたかれて、どんどん、どんどんおくらせているという、もうマイナスのスパイラルの状況だと思うのです。ですので、タイミングが悪いかもしれないけれども、もうここは乾坤一てき全部1回問題を洗いざらい整理して、しっかりと今後の復興事業に資する計画をぜひ立ててもらいたいということで、意見として申し上げたいと思います。

ちなみに、これは皆さんも持っていると思うのですが、原課のほうから日経コンストラクション2011年9月26日の記事をいただいて私も勉強しましたけれども、結局いろいろ公開した結果、余り思わしくないということで、この表現いいなと思ったのですが、設計単価の一部ブラインド化。あえて公表しないと。公表しないではなくて、ブラインド化です。総務省も、要は入札情報の公表は入札契約法で規定されているものの詳細な工事費内訳書の公表は義務づけられていない、情報公開条例に基づいてどこまで公開するかは自治体の判断というようにはっきり述べているように、もちろん公明正大、透明性高ければ高いほどいいのですが、それをやり過ぎることによって皆さんが附属業務を余りにもふやして、そしてちょっとしたミスでまたもとに戻って、結果としてさっき小野共委員が言ったような被災地の皆さんにそういう心証を与えるとすれば、この点も今回の見直しの対象とするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田建設技術振興課総括課長 みずからなつた縄でみずから縛られていると、自縄自縛というのは、まさに我々の状態だというのはそのとおりだと思います。

ということで、制度の見直しは喫緊の課題ということで、既にもう動き出しているものもごございます。県の上の者と協議をいたしております。可能な部分につきましては、今週中に公表できるかと思っております。

それから、情報公開につきましては、情報担当部門と話し合いをさせていただきたいと思っております。ただ、情報公開というのはこういった流れで消極化するというのは、これまでの岩手県の流れからすると、非常に内心じくじたるものがありますので、その点についてはなかなかお約束は難しいところがございます。

○及川あつし委員 約束はしなくて結構ですけれども、きちっと検討をしてもらわないといけないと思いますので、繰り返し申し上げたいと思います。

あと、この前検証委員会のワーキングチームみたいな会議があったようなのですが、その議事録とかもいただきましたけれども、農林水産部の案件と県土整備部の案件の性質が違うから云々とかと言って、どうも同じテーブルにのっていないようなところもあると私は見受けました。ですので、これはもう全庁的な、間違いの根本は違うかもしれませんが、問題の本質という意味では同じだと思いますので、ぜひ横の連携を、もう一度申し上げますけれども、当初から問題が1回ないと言ったものを、後からやっぱ問題だったとか、本来はわかっているけれどもいいはずの情報が伝達されなかった上にミスになっ

たこととか、多々あるように見受けられますので、この件についてはしっかりやってもらいたいと思います。

残された今回の9者の問題、6者はもう同意したからいいと言っていますけれども、3者同意していないのですよね。これが解決しないと、再入札もできないのですよね。この件についてちょっと伺いたいと思うのですが、一体これはどうするのでしょうか。私は3者の話、既に同意をした6者の賠償の問題、あとは同意するかしないかの問題、ここはまだまだハードルがあるように思うのですが、当局は今どのような認識をしているのか。この状況が続いていったとすればどうなるのか、見通し等も含めて伺いたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 同意書の関係でございますけれども、現在まだ同意書をいただいていないところと文書等でのやりとりをやっているところですので、もう少し協議は継続させていただきたいと考えております。今うちのほうで伺っているのは、精算の方法のところ、どういったものが精算対象になるかというところで御質問が来ていると聞いていますので、その辺の回答を今行っているところですので、近々同意をいただけるものと思っておりますけれども、ただ全部きちっといつまでにそろるかというのは、今のところはまだ不確定なところがあると思っております。

○及川あつし委員 ちょっと長くなって申しわけないのですが、大事な点なので。

今の皆さんが示している方法で、とにかく最後まで決着をつけて9者から同意をもらうのだということなのか、もし同意をしない者があっても、その1者が契約している案件は除いて入札に突き進むのか、どちらなのか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 基本的には、全員に同意をいただいて入札をやり直したいと考えております。

○及川あつし委員 では、これは最後にします。

結局私が一番懸念しているのは、今回ここまで事案が惹起された以上、何かしらの形でランディングしなければいけないと。けれども、今回のランディングさせる方法が全部これからのスタンダードになりますから。ここを重々わかった上で、もちろんおやりになっているのだろうけれども、今回のやり方をスタンダードにしてしまったら、私は次々に問題が起きるのではないかなと思って言っているのであります。今回のやり方は、あくまで両者の同意に基づいて減額して契約変更して、事実上契約を破棄するというやり方ですよ。こんなこと何十回もやっていって、どの業者も納得するとは僕は思わないです。ある上場企業から聞いたところによれば、結局今回の事案を会社として認めてしまえば、株主に対しての説明ができないという問題も抱えているやに聞いております。ですので、本当に今回の解決方法がこれからもしかして起き得るかもしれない事案の解決方法のスタンダードとして適当であるかどうかという観点でぜひやっていただきたい。今回の問題を決着させるだけの観点ではなくて、事後何百件も出る問題、あるかもしれない問題の標準になりますから、そういう観点で解決策を見つけてほしいと思うのですが、この点の所感を、復興局長が今回のこれにどの程度権限上、かかわっているのかわからないですけれども、

それぞれ所感いただいて、質問としては終わりたいと思いますが、委員長にぜひきょうの質疑でおわかりいただいたように、肝心の重大なジャッジをするなりやってきた方々が出席しておりませんので、御配慮いただきたいと思います。所感を伺って、終わりたいと思います。

○高前田理事兼副局長 今回の事案につきましては、今まさに災害復旧を急がなければならない時期に大変な影響が出ないように、これから私どもとしてもしっかり取り組んでいかなければと思っておりますし、いずれにしても災害復旧を短期間に効率的に行う必要があるということでございます。

今回のこのような事案については、復旧の工程にも影響することが懸念されるものでありまして、二度とこういったようなことが発生しないように、まずはとにかく再発防止をしっかりと行うということだと思いますし、それから今後に向けて、今委員御指摘がございましたけれども、こういったような事案がまずは発生しないようにするということが我々の最大の眼目でございますし、それから発生した場合の対応についても、今回のことをしっかりと農林水産部のほうでも検証委員会を設置して検証を行うといったようなことで取り組んでいるところでございますので、こういったようなことも踏まえて今後の対応に生かしていきたいと思っておりますし、入札制度の改善、それから組織体制の問題等々についても、これは関係各部でしっかりと連携をしながら、さらに今後の対応については検討をしていく必要があると考えているところでございます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回のミスについては、重ねておわびを申し上げますけれども、うちの部のほうでも検証委員会を設置しておりますので、その検証委員会のいろんな御意見も踏まえて解決策ができればいいなと思っております。

それから、うちの課といたしましては、制度の所管ではありませんので、事務を推進する立場からも、やはりある程度の制度的な面もいろいろ改革していただければ、うちのほうの沿岸局の職員もある程度は萎縮することなくできると思っておりますので、その辺は今後の検証委員会と、制度を所管しているところとも協議しながらやっていただければ幸いですと思っております。

○久保孝喜委員 ただいま及川委員のほうからは、かなり詳細かつ本質的な質疑があったと思っておりますし、今回の事案について極めて単純にお尋ねをしたいと思うのですが、我々がこの事案の内容を知り得たのは、ちょうど1カ月前の新聞報道の結果だったわけです。毎日新聞の報道によって知ることとなったわけですが、それが5月18日だったと。今の質疑のやりとりの中で、5月10日の段階では既に事案のミスの発生ということが皆さんの中で議論されて一定の方針が出されたというようなことですが、そこを含めて、私はきょう皆さんが出された資料、極めて不十分だとまず御指摘を申し上げたいと思うのですが、それは事実の経過が一切整理されていないと。先ほどのやりとりの中でも、現場の広域振興局がどう対応したのか、あるいは本庁がどういう方針を持ったのか含めて、時系列できちんと整理されない限り、これから先の検証、議会の側の検証も含めてですが、これは極

めておかしなことになるっていくと。しかも、及川委員から指摘あったような事実関係ですら皆さんの中で答弁がなかなかできないというような事態があるわけですからなおのこと、この資料は資料として、私は第2部として必要だと思うのですが、その前にどういう発生経過があって、ミスが発覚の時系列でこう対応しましたと、これを全庁的にこうしましたというようなことをきちんと整理された上で示していただかないといけないのではないかと思います。その資料をぜひまとめていただきたい。先ほど来の質疑も含めて、これは委員長を通じてお願いをしたいと思いますが、見解を表明してください。

○田村誠委員長 今回の調査経過内容を踏まえまして、必要に応じて世話人会を開催し、検討させていただきます。

○久保孝喜委員 その上でお尋ねいたします。

これは、時系列での対応状況を後でいただくということを前提にして、経過の中では1点だけ、5月10日にこのミス、ヒューマンエラー、システムエラー含めて、5月10日の段階で発覚、確認がされた後に、全庁的な取り組みになったのかなっていなかったのか、その確認をまずしたいと思います。

○高前田理事兼副局長 この事案の発生につきましては、担当部のほうから私どものほうにも新聞報道等あわせて報告がございました。この問題について、内容については関係各々が一応情報は共有しておりました。

○久保孝喜委員 今新聞報道と言いましたか。新聞報道後にわかったということですか。

○高前田理事兼副局長 ちょっと正確な日時、時間までは記憶しておりませんが、新聞報道と同時だったと思っております。

○久保孝喜委員 まさにそこら辺が、私は今回の一連の五月雨式に明らかになったミスの問題を含めて、対応の体制という点でかなり大きな問題を残しているのではないかなと思います。きょうはその中身には触れません。

もう一つ、きょうのところで確認しておきたいのは、検証委員会がつくられて、既に議論が始まっているということではありますが、6月下旬とされていますこの再発防止策の取りまとめ、定例会初日にはその取りまとめを説明できるのでしょうか。

○及川農林水産企画室管理課長 検証委員会につきましては、今後の日程、まだ第1回目をこれからということになりまして、今週中に第1回目、それから来週第2回目を開催することとしております。第2回目、来週早々には開催したいと考えておりますが、その時点で対応策も含めましてまとまるようであればということになりますが、私どもではそこでまとめることを目途に今取り組んでいるところでございます。

○久保孝喜委員 その問題がこれから先復興の歩みをまさにスピードアップしてやっていくという全体の体制にとっても非常に重要なことだろうと思うのです。議会としても、そういう議論の前提として、やっぱりこの検証委員会の取りまとめというのを大きく私は受けとめなければいけないと思っていますので、これは特別委員会として、その取りまとめ後の議論の場というのをぜひとも保証していただくように委員長にお願いをしておきたい

というふうに思います。

○小泉光男委員 今の及川委員あるいは久保委員、あるいは小野委員たちにもおっしゃったことなのですから、ちょっと確認をいたします。

私も20年近く土建屋に籍を置いていた経験から、一つは質問します。先ほどそういういろんな設計ミスがあって、第51条を理由に契約の解除を申し立てているということでしたけれども、第51条というのは県側と業者にどちらに責任があるかわからないから、話し合いで解決しようという規定だと思うのです。今回は明らかにどこから見ても県だけの責任で、相手方に何ひとつ落ち度がないのに、なぜ第51条が契約の根拠という条文で持ち出すのか。これは、結局復興局ということではなくて、法務担当だとか、別なところがそういうことにしようということになったのか、まず確認させてください。

○吉田建設技術振興課総括課長 委託契約書の第51条と申しますのは、契約外の事項について、この約款の定めのない事項について、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるという内容になっております。今回の協議の内容は、一つはいわゆる打ち切り精算と。これまで実施していただいた業務の内容をもって委託内容に置きかえて、それで精算をします。将来に向けては、契約は継続しないという中身が一つと、もう一つはその打ち切り精算の事務以前に当該業務の再公告、新たな入札手続に入らせていただきたいという同意の二つを協議しているものでございまして、この契約約款の定めのない内容でございまして、この条項に基づいて協議をしているものでございます。

○小泉光男委員 力関係で言えば、行政がまさに民間に仕事を与えているということですから、今みたいな感じもあるのだと思うのです。普通だったら、民間はやっぱり怖いですよ、次仕事もらえないと。今この第51条を持ち出して同意してくれと、同意書まで来たならば、やはり従業員としての生活とか、企業の維持のために泣く泣く応じざるを得ない状況の中で、第51条というのは、先ほど及川委員がおっしゃいましたけれども、裁判になったときに県側は非常に不利になる持ち出し方だろうと思っております。感想です。

それから、もう一つ、同意しないのが3者あると。その同意しない理由として、精算対象についてだというお話でした。それで、先ほど出ている方針として、県としては既履行部分を委託業務の内容とする変更契約を締結して、精算処理を行いたいということを書いています。そのように申し入れているのですが、この既履行部分というのはどの範囲を指すのですか、確認します。

○吉田建設技術振興課総括課長 契約の相手方の方々からお伺いした内容ですと、協議打ち合わせ、業務計画書の作成等が既にもう履行されております。それから、場合によっては、例えばボーリングですとか、下請の業者の手配もしております。そういったものに対するリース料、そういったものを現在のところ想定しておりますが、まだ具体的にその内容についてはお知らせをいただいております。状況でございます。

○小泉光男委員 きちっと確認したいと思います。私が理解している既履行部分というのは、完成済みの既成工部分、当然ですね。二つ目が現場に搬入した資材、建設機械など一

式。三つ目、契約が最後まで維持できるものと期待して、工程に向けて準備したもの、あるいは準備しつつある人件費であるとか、あるいは諸掛かりであるとかも当然既履行部分という、今回配られたものに入ると思いますが、そういうことで進めていると解釈してよろしいでしょうか。

○吉田建設技術振興課総括課長 同意書をいただいた会社におきましても、まだそういった詳細な資料についてはいただいておりますので、先ほど私が申し上げましたものについては当然対象になるということですので、これから詳細な内容をちょうだいして、それで各社の状況を確認した上で、そういった具体的な内容については御相談するということになるかと思えます。

○小泉光男委員 きょうはここまでで結構です。

○斉藤信委員 一つ事実の確認をしたいのだけれども、漁港の場合には人為的ミスが原因だったと。土木の場合には、今年度から導入した委託積算システムに問題があったと。しかし、土木は昨年も24件ですか、ミスがあったのでしょうか。ことし導入したシステムに問題があって、去年のミスは何だったのか、このことをちょっと示していただきたい。そして、積算システムに問題があったというのはだれの責任なのか、これを一つ示していただきたい。

○吉田建設技術振興課総括課長 昨年の24件の積算ミスについてでございますが、件数が多く、詳しい内容をお話しすると長くなりますので、かいつまんで申し上げますと、例えば単価表の損料区分、豪雪地区と通常地区のとり違い、それからやはり単価表の設定のミスということで、ライトバンの損料の関係、単価の適用期日の間違い、それから例えば協議設計費の人工、人件費の設定の間違い、それから直接人件費の歩掛かりの記載誤りといったようなことがございます。こうしたものを踏まえまして、私どもの新しい積算システムについては、同様のミスを極力防ぐような形で設計はしてきたつもりでございます。

○八重樫建設技術振興課技術企画指導課長 積算システムのミスの責任ということでございましたけれども、積算システムは委託してつくっております、その完成は当方のほうで認めております。しかしながら、運用の後にこういった事態が起きたということで、チェックいたしましたところ、やはりその証左、確認の段階で漏れがあったということでございます。

○斉藤信委員 土木の場合、誤りの内容正しくないのですよ。積算システムの算定式の誤りがあったと言うけれども、運用に誤りがあったのでしょうか。だから、そこは正しくしたほうがいいですよ。

それと、昨年の24件というのは、ミスがあったけれども、公募の後、入札に至らないで解決したということですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 積算ミスの発覚の時点ということだと、例えばすべて落札前ということではなく、落札して、落札決定して、それをお知らせしている過程でやはり指摘があって、それを撤回したという事例も中にはございます。

○齊藤信委員 そうすると、今回と同じようなミスが昨年もあったということですね。もっとそういうことはつまびらかにしなければだめですよ。聞かれたら出すようなことをやっていたら信頼回復されないのです。そこははっきりさせてほしい。何件だったのだと、入札決定後やり直したのは何件だったのかと、その場合はどうやって解決したのかと、それをはっきりさせていただきたい。

それと、二つ目、今回事件が発覚したのは5月10日で、皆さんが対応方針決めたのは6月4日だと。このタイムラグは何なのか。去年もそういうことありながら、6月4日になってやっと対応方針が決まったと。これは、危機管理能力がないということですよ。何でこのようになったのですか。そして、最終的に対応方針決めたメンバーはどういうメンバーで、本庁の責任者はだれになるのですか。

○及川農林水産企画室管理課長 5月10日と申しましたのは、5月10日に最初の釜石の最低制限価格が誤っていた件が判明したと。この対応につきまして協議するまで、業務の停止をしてくれという形で依頼をさせていただきます。その後、5月15日になりまして、先ほど申し上げたうちの二つ目、大船渡水産振興センターの案件が判明したところでございます。これらにつきまして、県としての方針を決定するまでの間、業務の停止を依頼していたものでございます。やはりこのまま継続することは適当ではないとして、契約の解消の仕方を検証した結果、最終的には6月4日に県の農林水産部と県土整備部でもって決定したというものでございます。

○吉田建設技術振興課総括課長 24件のうち、落札決定したものについては、手元の資料では正確にはわかりませんが、少なくとも4件はありましたと、そこだけ申し上げておきます。

それから、どのように解決したかということにつきましては、現場の所長ですとかしかるべき者が行ってお願いをしたということで、お認めをいただいたということになっております。

○齊藤信委員 今の話は、恐らく現場に責任を押しつけて解決したということなのでしょうね。これがみんな共有されていたら、今度の対応早かったと思います。だから、そういう意味で、今回の最終的な対応方針を決めた責任者はだれかと聞いたのです。農林水産部と県土整備部で決めましたなんて、そんな回答ではだめなのです。本庁で責任を持って対応方針決めたのはだれなのか。

○吉田建設技術振興課総括課長 最終的に打ち切り精算という県の方針を決めましたのは、私どもで庁内の協議文書をつくりまして、農林水産部に相談して、両部長、それから副知事に協議をして決めたものでございます。

○齊藤信委員 だから、両部長や副知事が最終的にこの方針決めたということでしょう、確認したと。それが6月4日だったと。私は余りにも対応が遅過ぎると思います。

それで、検証委員会は何で漁港海岸災害復旧関係入札等検証委員会なのか。県土整備部で去年24件もミスしている、同じようなミスもあった。何で漁港だけ検証するのです

か。おかしいでしょう。一緒になってやればいいではないですか。何かこの問題をどこかに矮小化させようとしている力が作用しているのではないですか。今までのやつを徹底して明らかにして、本当に過ち繰り返さない、その精神がないのではないですか。

○及川農林水産企画室管理課長 今回の検証委員会につきまして、漁港関連に限定したという形になりましたのは、今回契約をこのまま継続することなく解消するというものが必要になった案件が県土整備部で1件ございましたけれども、私ども農林水産部のほうで12件あったと。件数が一番多かったということもございますし、県土整備部の案件につきましては、先ほど説明がありましたようにシステム上の問題が絡んでいるということで、性質的に若干違っていたということがございます。ただ、私どもの委員会の中にも当然ながら制度を所管しております県土整備部の建設技術振興課、私の隣に座っております総括課長が参画しておりますので、一緒に進めているものと理解しております。

○斉藤信委員 違うのです。昨年県土整備部で24件もミスをやって、入札決定後のミスもあったのですよ。その経験、あなた方がわかっていたら、今度の対応はもっと正確にできたのです。それが全体のものになっていないから、こんなことになったのでしょうか。県土整備部は去年24件もミスやっているのですよ。だから、私はそういうことを全体で共有しないから、矮小化してこういう検証委員会になっているのだと思います。そして、今度の最終方針決めた副知事もいない、農林水産部長も県土整備部長もいないと。これではだめですよ。ここに責任とれる人いないのだから。先ほどそのことは指摘されたから、私は今までの経過から見て、やっぱり責任ある人がここに出て、去年も含めて経過を明らかにして、徹底して検証すると。そして、できるだけこれは早く解決していただきたい。そういう姿勢を知事や副知事からやっぱり示さないと、信頼回復できないと思います。そのことをお願いして、私は終わります。

○伊藤勢至委員 今回は、皆さんの議論の中に沿岸の復旧、復興を願っていただいている気持ちが大いにある、非常にありがたいと思います。

ただ、そういう中でよく言われますけれども、私たちは今木を見て森を見ない、そういう議論に陥ってはいけないと思っております。過ちを改めるにはばかることなかれ。今回復興元年と言われておりますこの最初の滑り出しに過ちに気がついたこと、いち早くチェックをして、隠蔽をしないで公表して改めていくと、これは私は非常にいい姿勢だと思います。これから5年、7年、10年と色々な事業がこれからふえていくわけでありましてけれども、大事なことは皆様方が、あるいはオール岩手の職員の皆さんがあつものに懲りてなますを吹くような状況になるのが一番復興の妨げになると、私はこのように思います。

したがって、ルールはルール、県民から預かっているルールにのっとり皆さんは仕事を出している、県民の福祉の向上のために出しているわけでありましてから、ルールは守っていかなければなりません。ですけれども、今本当に非常事態というこの状況の岩手にありましては、検証するのは検証すると。だけれども、あつものに懲りてなますを吹く状態になって次手がつかないと、こういうことが復興の一番の妨げになると思いますの

で、ルールに従ってやっていくことはそのとおりでありますけれども、ぜひ萎縮をしないで前を向いてしっかりと歩んでいただきたいと思います。感想があれば、高前田理事、そして大村技術参事、あるいは吉田総括課長あたりから、みんなぐるっと一言ずつ聞きたい。

○高前田理事兼副局長 私どものミッションは、一日も早い大震災津波からの復旧、復興ということでございます。この目的達成のために、今県の組織を挙げて一丸となって取り組んでいるところでございまして、こういったような事案が起きることはまことに残念でございますけれども、今委員から御指摘いただきましたように、そういったような激励の言葉を受けて、さらにしっかりと復旧、復興に取り組んでまいりたいと考えております。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 私ども水産にかける気持ちというのは、だれにも負けないつもりでおりますし、沿岸の職員も実際のところは同じように被災者でありながら頑張っているという状況であります。ですので、萎縮することなく反省すべきは本当に反省しなければいけませんけれども、頑張っていきたいと思っております。

○吉田建設技術振興課総括課長 私どもがつくったシステムでありますとか、私どもが所管する制度ということが結果として現場の職員、各県から来ていただいている応援の職員に非常にづらい思いをさせたと、心から反省をしております。これを機会に、そのような方々が安心して働けるようなシステムであるとか、制度づくりというのを心がけてまいりたいと考えております。

○田村誠委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので・・・。

○千葉伝委員 特別質問ではありません。委員長に対して、及川あつし委員あるいは斉藤信委員から、委員長にお願いした件が委員長の采配がないのですが、そこは対応すべきではないでしょうか。

○田村誠委員長 先ほど話をさせていただいたつもりでございましたので、やらせていただきましたが、いずれ今回の調査、いろんな議論をしていただいた経過内容を踏まえて、必要に応じて世話人会で検討することとさせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、ほかにないようですので、災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案についてはこれをもって終了いたします。

次に、日程2 災害廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しについて、執行部から説明を願います。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 産業廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しに関する御説明に入る前に、去る5月23日に静岡県島田市において発生いたしましたコンクリートブロック混入の件につきまして、さきに静岡県に提出いたしました報告書のみ皆様に郵送させていただいておりますけれども、改めまして概要を御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらんください。まず、経緯でございます

が、5月18日に山田町の二次仮置き場から搬出いたしました災害廃棄物を島田市に荷おろししたところ、コンクリートブロック、これは大きさが長さ約60センチ、重さ約67キログラムと、石が6個発見されたものでございます。現場の確認及び作業工程から、発生原因は仮置きヤードの周囲にあったコンクリートブロック等を木質チップに巻き込み、さらに作業員や立会人がコンクリートブロックの混入に気づかないままにコンテナに積み込まれたもので、ヤードの選定のミスや確認不足などの複数の要因が重なったものと考えておりますが、特にも受け入れをしていただく側が求めております品質に沿って仕上げるという意識が隅々まで徹底し切れなかった点を重く受けとめております。

このため、再発防止策といたしまして、舗装面の上に鉄板を敷いた新たな保管ヤードの整備、展開検査の実施、監視体制の強化、作業員の意識の向上等を図ったところでございます。これらの再発防止策につきましては、静岡県知事、島田市長、地域住民の方々に御理解をいただいたことから、静岡県の担当課と処理の再開について協議調整をしております。

なお、島田市以外の浜松市、富士市及び静岡市の試験焼却は、再発防止対策を講じることによって計画どおり実施しているところでございます。

また、当該業者に対しましては、文書による嚴重注意を行ったところであり、報告内容等審査の上、厳正に対応することとしてございます。

委員の皆様方には、御心配、御迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。今後このようなことが再発しないよう万全を尽くしてまいりますので、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、災害廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しでございます。お手元の資料のナンバー2、A3判の資料をごらんいただきたいと思います。資料の左側には、平成23年度の処理実績を示してございます。平成23年度約70万トン、16%の処理を目指しておりましたが、塩分を除去する、あるいは破碎選別施設の選定に時間を要したこと及び放射性物質問題の影響から、広域処理が停滞をしたことなどによりまして51万トンの処理、11.8%の処理、平成23年度目標に対する進捗率としては74.3%となっております。

次に、資料の右側、災害廃棄物推計量の精査についてでございます。破碎選別作業や処理実績等を踏まえて仮置き場の廃棄物を測量し直し、再精査をしたところ、柱材、角材、金属くずが昨年8月の調査結果より大きく下回ること、その一方コンクリートがら、不燃物及び津波堆積物が大幅に上回っていることが判明いたしました。この理由として、柱材、角材、これは30センチ以上の重機や手選別で選別できる木材と定義してございますけれども、昨年度の推計の際には各廃棄物の山の木くずの割合に応じまして、柱材、角材と可燃混合物とに一定の比率を乗じる方法で推計したことに対しまして、作業を進める中で実際には一次仮置き場から二次仮置き場への移動でありますとか、二次仮置き場において破碎分別作業の剪断、火災予防のための切り崩し、あるいは異物撤去作業の途中で重機等により小さく分けてしまうなど、柱材、角材として回収できる量が想定より少ないことが判明

したことから、回収比率を下方修正したことによるものでございます。また、金属くずにつきましては、見かけ比重を回収重量の実質に合わせて減じたことによるものでございます。

一方、上方修正したものでありますが、コンクリートがらは昨年8月以降に解体することが判明したものなどを追加したこと、不燃物は土砂分の混じりごみが想定以上に多かったこと、津波堆積物は農地由来のものを追加したことなどから、それぞれ上方修正しているものでございます。これらの修正要因によりまして、総量を435万トンから525万トンに修正をいたしております。

続いて、裏側の面をごらんください。先ほど御説明いたしました平成23年度の処理量51万トンを全体の525万トンから差し引きました473万トンを今後2年間で処理することとしております。左端に一次仮置き場搬出時点の量を示してございまして、その隣に二次仮置き場搬出時点の量を示してございます。コンクリートがら、金属くずは復興資材やスクラップとして活用、売却いたします。それ以外のものにつきましては、これまでに処理をしております施設の実績を勘案するとともに、広域処理について具体的に数量を挙げていただいている分を勘案して、県内または広域へと整理をしております。

なお、不燃物のうち約90万トンの処理方法、この表の右側のほうでございすけれども、現在のところ未確定となつてございすますが、これにつきましては可能な限り県内で復興資材として使用し、できない分を県内処理場において処理をし、さらに不足する分の広域処理をお願いする計画としております。このことによりまして、平成26年3月までの処理期限までに終了するよう努めてまいります。

災害廃棄物の処理の状況についてでございすますが、現在までの取り組み状況につきまして、資料のナンバー3、平成24年6月18日現在の資料をごらんいただきたいと思ひます。

(1)には、5月末段階の処理状況を示してございす。進捗率は12.1%、これは先ほど見直しをいたしました総量に対しての進捗率ということになります。12.1%になってございす。

以下、(2)のほうにおきましては、本県での処理の主力を担つております太平洋セメント大船渡工場での処理状況を、それから新たに建設あるいは再開いたしました仮設焼却炉の状況を(3)にお示しをしているところでございす。セメント焼成も4月からは2炉が本格的に開始できる体制となつてございす。

1ページめくつていただきまして、裏面をごらんください。こちら、(5)のほうですけれども、内陸部での焼却施設での処理状況をお示ししてございす。予定してございましたすべての施設が受け入れを始めている状況になつてございす。

それから、次のページ、右側になりますけれども、(6)の広域処理の状況でございす。東京都、山形県、静岡県、秋田県、八戸市、埼玉県、群馬県では本格処理、試験焼却が行われているところでございす。

最後になりますけれども、さらにめくつていただきます。課題と今後の取り組みとして

整理をしてございます。柱材、角材及び可燃物、これらについては当初広域処理の対象物として考えておりましたけれども、国との調整等によりましておおむねめどが立った状況ですが、先ほど御説明申しました不燃物と津波堆積物の活用、処理、処分が課題となっております。

今後の取り組みといたしまして、柱材、角材及び可燃物の処理先の調整を図ってまいりますとともに、不燃物の処理及び津波堆積物の活用先の確保のため、公共工事を所管している部局と調整等を図っているところでございます。

以上、災害廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しについて、取り組み状況等も含めて御説明をいたしました。よろしくようお願い申し上げます。

○田村誠委員長 それでは、ただいま説明のありました件につきまして質疑、意見等ございませんか。

○嵯峨吉朗委員 何点かですけれども、このコンクリートブロックについてですけれども、聞くところによると道路の縁石だという話があるのですけれども、これは本当ですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 そのとおりでございます。歩車道境界ブロックというのが業界用語のようですけれども、歩道と車道の境界に敷設する長さ 60 センチメートル程度のブロックでございます。

○嵯峨吉朗委員 私は現場を見ていないのでよくわからないのですけれども、そういったものをつまむような状態で可燃物を一緒につまんでわからないものなのですか。実際に、例えばその処理する前の段階でどのように処理するかというのはチェックしていると思うのですけれども、処理する段階でそういうことは可能ですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 実際これは静岡県の広域処理に合わせて特注で処理をしたものでございますけれども、柱材、角材、先ほど室長からお話がありましたが、30センチ以上の木を2回破砕機にかけております。破砕機にかけますので、このように大きなブロックについては入りません。入ると破砕機が壊れてしまいますので、そういったことはございません。しかしながら、静岡県あるいはその前段でありました埼玉県等の広域処理の試験焼却などを急ぐばかりに、作業したところが舗装せずにそのままの場所、あそこは鯨と海の科学館の駐車場の横でございますけれども、そこで作業したものですから、恐らくその近辺にあったブロック、津波で道路が破壊されて、あたりにあったブロックが破砕集積作業の中で木くずの山に入ってしまったと。それがおよそ 60 センチなのですが、重機のバケット 1 メーター 10 センチメートルくらいなのですが、それに載せるときに普通は音がして気がつくということだと思っておりますが、それさえなくて、布団のようにくるまった状態ですとすくってしまって、コンテナに入れるときにも音がせず、すばんと入ってしまったということでございまして、さまざまな要件が重なって発生したものと考えております。

○嵯峨吉朗委員 疑うわけではないのですが、これは原則、破砕して出すわけですよね。それに、67 キロといったら僕よりちょっと軽いぐらいです。つまり物すごく大きいですよ

ね。それをもってわからないとか。ということは、私は決められた手順どおり処理して
なかつた結果ではないかと思ったのです。そう思いませんか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 当日、県の担当の職員と、それから静岡県
の担当の職員のほか、業者も立ち会っておりまして、非常に残念な結果だったのですけれ
ども、さまざまな条件が重なり合ってしまったと考えております。

○嵯峨吉朗委員 私は、どう考えてもちょっと理解できない。きっちりと実際にどうやっ
ているかということは、常に確認したほうがいいと思います。スピードどうこうという
、もしかしたら、破砕機にかけていないということは事実なわけですから。その持って
いこうとするものを。違いますか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 周りのものは静岡県島田市の注文に応じた
品物ではあつたのです。正確に破砕して、木の部分については問題なく島田市で受け取
つていただいておりますが、その中に誤って入ってしまったということでございます。

○嵯峨吉朗委員 それしか答えられない。まあいいですよ、それはそれで。ただ、こう
いうことがないようにしてもらいたいし、チェックはきっちりしてもらいたい。

これに対して、静岡県に県として謝罪に行きましたよね。この経緯を見ていると、静岡
県知事も岩手県の現場に来ましたよね。そういうことはなかつたですか。違いましたか。
島田市長だったか。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 静岡県の知事あるいは島田市長も現場のほう
には来られております。現場の状況もごらんいただいております。ただ、今回の事案が発
生して以降はいらしてはいませんけれども、私自身も現場を見てきておりますが、先ほ
ど委員お話しのように、破砕する工程で入つたとは、まずあり得ないだろうと考
えております。ただ、チップの山を何度か動かしたりしていることがあつたよう
です。そうした過程の中で、周辺にあつたコンクリートブロックを巻き込んでしま
つたものなのか、その辺については定かな形ではありませんけれども、そういった
可能性としてはそこが一番あるのかなと判断をしております。

○嵯峨吉朗委員 私が感じるには、これは部長が行つたのがいい悪いではなくて、それ
でいいという判断で行つたのでしょけれども、できるならばやはり達増知事本人
が行つて説明するなり、機会を見ておわびするとか。というのは、静岡県の知事
だつて、島田市だつて、多くの反対を受けて、そして引き受けていただいた
のです。そうした中で、それぐ
らいの誠意は見せるべきだつたと思うのですが、どうでしょう。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 今回の事案が私どものほうに情報として入
りましたのは、23日の夕方でございます。その翌日には、直接知事のほうから
静岡県知事あるいは島田市長、これは環境省もかかわつておりましたので、
環境大臣のほう等にも直接おわびの電話を差し上げているところ
でございます。その上で、実務的な対応策等について説明をさ
せていただくような機会を設けさせていただいて、部長、それから部長が訪
問する前に私も1度お邪魔をしておりますけれども、そういったような形で
対応させてい

ただいたものでございます。

○嵯峨吉朗委員 いいです。なぜ達増知事が行かなかったのか、一般質問で本人から聞きたいと思っています。

それと、違う問題ですけれども、今回大量に廃棄物がふえたわけですが、これによって県が委託している処理、契約しているわけですね。それは以前の量で契約しているわけですね。ふえることによって、その契約の内容なり金額なり、そういうもの変わってくるのですか、どうなのですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 昨年 12 月 6 日に 3 地区の委託契約をいたしましたけれども、その際の契約と申しますのは、引受先がはっきり決まったところ、太平洋セメントとか、あと内陸の市町村分、要するに確定しない分は破碎、選別をしても引き取ってもらえないということになりますので、その段階では確実に引き取っていただける分として契約をしております。したがって、今後その量がふえたりいたしますれば、ふえておりますけれども、内容を変更して再度契約を変更するということになります。

○嵯峨吉朗委員 そうなのでしょうか。何回もいろいろやりとりしていますけれども、金額に差があった入札も多々あったわけですね。30%も違うけれども、高いほうをとっているというのがあります。そういったのが何件かあったと思うのですけれども。そういった面からすると、十分できるのではないですか、変えなくても。私はそう思っているのですけれども。30%も高いですよ。もっと高いものもあるね。そんなことはないのですか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 昨年 12 月 6 日に契約をした以降、さまざまな作業をその現場に合わせて変更させていただいております。今後の作業におきましても、実際に作業をしている中身でもって積算していくということになるかと思っております。

○嵯峨吉朗委員 また見ていって、これだけふえましたと。では、この分ももっとかかりますよと、そういうことはないと思うけれども、可能性はないわけでもないですよ。それ切りがないではないですか。国の金だからいいという問題ではないですよ。税金です。そういった意味で言うと、きっちりと精査もそうだし、打ち合わせではないけれども、やったほうがいいのかと思いますよ。そのために予算を国もつけているわけだし、だったらほかにもっと使ってもいいだろうと思うぐらいです。答えがあったら。どうでしょうか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 作業につきましては、これまでにやったことのない事業ということで、手探りで実施しているのが実態でございます。ただし、委員のお話にございましたコストの面というのは非常に大切なところでございますので、内容につきましては岩手県庁のほうに詰めていただいている環境省の支援チームと相談などしながら、適正に進めていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 5月のいつだったのでしょうか、435 万トンから 525 万トンにふえたということですが、あくまでも当初から推計量ということで、その点は理解をいたしますけれども、ただそのふえた部分で不燃物がふえているということで、これからの処理を 3 年以内にやるということで、どのような影響があるか、またその 3 年以内に果たしてや

れるのかどうか、その辺の計画といたしますか、それをまずお聞きしたいと思います。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 そのとおり 525 万トンにふえたということで、主に不燃物がふえております。可燃物につきましては、おかげさまで県内の処理、あるいは広域処理で多くの自治体、手を挙げていただいている自治体で、これは数字上の話なのですけれども、ある程度のみ込めるかなと思っています。ただ、先ほどお話ありました不燃物についてなのですが、これについては不燃物をそのまま廃棄物として処理してしまうには、岩手県内の廃棄物処分場が少ない状況です。それで、すべてを県外にというわけにはいきませんので、できるだけ再生利用をする方法がないかということで、津波堆積物と同様に復興資材の活用マニュアルというものを今つくってございまして、これで公共事業の関係部局と連携しまして、できるだけ使っていただくということで進めております。できるだけ県内で使っていただいて、それでもなお処分しなければならないものを廃棄物処分場に処分すると。なお、それでもだめな場合には県外にお願いするというような形で今後進めていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 ほとんどの広域処理の受け入れる県では、やっぱり可燃物でなければ難しいと。東京都は不燃物も受け入れるということですが、実際それぞれの県に行って要請もした中でこれを感じておりますけれども、幸い可燃物が減っているということになれば、その部分は処理も早く進むのかなと思います。そして先日も山田、大槌、釜石のほうも見させてもらいましたけれども、場所によっては土台からそのまま、まだコンクリートの建物もそのまま残っているのがたくさんあるわけです。それらもまた当然ふえていくだろうと思いますし、その基礎の部分だけ計算しても、水をかぶった部分は、やはり表土も当然はがなければならないだろうと思います。いずれまたふえる可能性もあると現場を見て感じました。

そういう中で、どなたかも提案してございましたけれども、不燃物を森の防波堤といたしますか、そういうものの活用をしたらいいのかなということもあります。それらの道筋をはっきり県としてもこういう部分ではこのぐらい処理しますよということを言うほうが被災地の皆さんにとっては安心に結びつくのではないかなという思いもしておりますけれども、その辺はどうとらえておるのでしょうか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 できるだけ多くを県内で使いたいということで、現在、公共事業所管の部局と会議を持ちまして、その辺を詰めているというところでございます。ただ、使うに当たっては、例えば有害物があつてはいけないとか、あとは先ほど防波堤というお話ありましたけれども、構造物をつくる時に土砂として必要な規格というのがあるそうでした、そういったものがどこにどれだけあるかというのを私どものほうで示していかなければならないということで、そういったことを公共事業サイドと連携をとって、できるだけ早くに決めていきたいと考えているところであります。

○工藤勝博委員 わかりました。

それから、きょうの資料の中で各市町村の処理量も 5 月 31 日現在で示されておりますけ

れども、一番多い陸前高田市の処理量がなかなか進んでない。全体でも1割しか進んでいないということ、市町村間によっても大分格差があるなどというのはわかります。大船渡市は、地元の太平洋セメントがあるから、やっぱり進んでいるのかなという思いもしておりますけれども、この一番多い陸前高田市のこれからの処理の方法というのはどういう形になるのでしょうか。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 陸前高田市につきましては、可燃物は大船渡市と同様に太平洋セメントのほうで処理をしております。一部不燃物も、太平洋セメントは不燃物も処理することができるのですけれども、それでもなお不燃物、堆積土砂が多いわけございまして、それを処理するために、先ほどお話ししましたようにマニュアルをつくって有効活用していく道を探っていきたいと考えているところです。

○工藤勝博委員 3年以内という被災地の皆さんに約束した期限は絶対守るように努力していただきたいと思っておりますし、また広域処理の中でもがれきの処理に関しての視察も殺到したということもありますけれども、今はどういう状況なのでしょう。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 現在視察につきましてですけれども、合計で約100件ちょっとになっております。2月からふえ始めたのでございまして、4月が37件、5月が29件ということでございまして、かなり多くの自治体から視察に来ていただいているところでございます。

○斉藤信委員 災害廃棄物、いわゆるがれきの処理が復興の大前提だということで、県議会も広域処理の要請に行ってきたわけです。それで、私一つ、県内処理で本当に最大限頑張っているのだという姿をやっぱりしっかりやらないとだめだと思うのです。今回の推計表で見ると、90万トンもふえてしまったと。ただ、その構成からいくと、柱材、角材、金属くずは減って、大変な不燃物、津波堆積物ががばっとふえたと。ある意味で言えば、ますます困難になったという感じが私はするのです。だから、県内処理でどう努力して頑張っているのかということの一つはしっかり県内外にアピールしていただきたい。

それで、例えばですよ、柱材、角材の場合は、これは見通しも立ったという話もしているけれども、野田村の防潮林なんかは、この間私は商工文教委員会で紫波のラ・フランス温泉館へ行ったけれども、あそこはチップ材で活用すると。半年分の燃料だと。チップ材を買うというのですよ。普通のところは、あのがれきをお金をかけて持っていくわけです。私は、そういう柱材、角材というのは、最大限そういう形でもっと県内で有効活用できるのではないかと。実は、広域処理はみんなチップ、木材、可燃物なのです。だから、よりよったら、この可燃物は減らしてもいいのではないかと。そこをもっときっちりアピールする必要があるのではないかと。

もう一つは、不燃物です。膨大な不燃物、これは88.9万トンを広域処理でお願いすると。この点については、岩手県内で最終処分の容量がどれだけあるのか。だから、やっぱりこれは広域処理をお願いするということを打ち出さないと、不燃物というのは基本的に広域処理すればそのまま処理されるわけです。だから、そういう意味でこの不燃物の処理とい

うのは、これだけ県内で頑張っただけで処理して、しかしあとはお願ひしたいと、不燃物の分はまだ十分お願ひされていないことですよ。これが新しい今後の課題だと思うので、きっちり努力をするし、広域処理をアピールしていくということをどう考えているか、まずお聞きします。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 広域処理は、できるだけ岩手県内で処理して、それでもなおかつ足りない部分ということでお願ひしていこうと考えております。したがって、岩手県内でリサイクルできるものについては、どんどんリサイクルをしていきたいと考えております。

あと、アピールの件でございますけれども、昨年五十数万トン処理したわけですが、実際に広域処理をした部分というのが東京都と山形県に行った1万数千トンということで、ほとんど県内で処理をしております。また、本日お示しした資料にもございますけれども、355万トンを岩手県内で処理するというようにしておりますので、その辺もできるだけアピールしまして、できない部分を平成26年3月に間に合わせるためにお願ひしたいということで進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 資料を見ますと、内陸部の焼却施設の処理状況、これは恐らく余力でこれだけやれるというので、概算で計算すると日量170トン弱ぐらいだと思います。ただ、きょう農林水産部の予算説明を聞くと、汚染牧草、稲わら、これも焼却処理の方針なのです。私はその調整が必要になってくると思います。恐らくそういうことを考えないで、最大限がれき処理しましょうという形になっていると思うので、これは本当にこのとおりにいくのか。汚染の牧草、稲わらの焼却処理との調整が私は必要になってくるのではないかと思いますけれども、そういう相談があるのかどうか。

それと、広域処理の最大の障害は放射能汚染の問題なのです。今受け入れている広域の自治体は全部独自基準を決めています。キロ当たり100ベクレル以下とか、飛灰の場合でも4,000ベクレルとか、2,000ベクレルとか。これは、国の方針が信頼されていないのです。私はここをしっかりと受けとめて、一つはやっぱり毎月、岩手県内の廃棄物の放射線量はこうですと打ち出していかないと、信頼されないと思います。定期的な放射線量の測定を岩手県が責任持ってまずやって、受け入れる自治体はみんなちゃんとこれをやっているのですよ。しかし、出すほうの岩手県がそれなりのことをやって情報発信しなかったら、だめなのではないかと。今度廃棄物処理の方針が改定されるわけですね。私は、案の段階で文書ももらったけれども、最終的に改定案はこういう形でもうまとまったのか、まとまるのか、そこに放射線量の測定の一覧表も古いのが前回は出ていました。新しいのはいつ出るのか。私は、半月に1回ぐらいではだめだと思うのですよ、毎月毎月変わっているのだから。そういう意味では、岩手の側から徹底した測定と情報公開、この姿勢がなかったら理解されませんよ。その実態も含めて示してください。

○松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長 まず、汚染稲わらなどとの調整でございますが、今回お示しした資料にございます数字は、災害廃棄物として引き受けていただける

量ということで、各施設からいただいております数字でございます。逆に、この数字もさらにふやしていただけないかというような相談をしようというところでございまして、稲わらなどとの調整もその中でなされていくものだと理解しております。

それから、放射能の検査でございますけれども、昨年1度検査をしております。放射能については、濃度でございますけれども、だんだん減ってくるというような理解でございましたので、昨年は1回しか検査をしておりますでしたが、今年度は委員おっしゃるよういろいろなところから聞かれることがございますので、四半期に1回、3カ月に1遍でございますけれども、検査をすることにしておりまして、今年度の分について間もなく公表できるような形になっているところでございます。まとめましたら、公表させていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 これで終わりますが、広域処理もかなり広がってきたと、いいことだと思います。同時に、放射能汚染問題についてはやっぱり国民の間で大変不安があると。自治体によっても、特に原発施設を持っている自治体というのは、これはみずからの問題で、原発というのは法律できちんと規制があるのです。その枠を超えたら、これは自業自得になるという問題があって、新潟県なんかは県の姿勢は大変厳しい。みずからの問題として受けとめているからなのです。ここで規制緩めたら原発の規制まで緩まってしまうと、そういう複雑なことがあるので、幸い今搬出されているものは、本当に数十ベクレルとか、空間放射線量も0.04とか0.06とか、ほとんど関東と変わらない状況になっているのですけれども、ぜひ岩手県がもっと、さっきは四半期ということで、半歩前進という気がするけれども、岩手県がみずから県内の処理の努力も、こういう放射能測定についても、安全確保についても、やっぱり努力しているという姿勢を見せなかつたら、本当の意味での理解は広がらないのではないかと。そういうことで、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。

○田村誠委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、災害廃棄物の推計量の修正と処理計画の見直しについては、これをもって終了いたします。

次に、日程3その他(1)であります。執行部から報告の申し出があり、本日の世話人会において協議し、報告を受けることといたしました。社会資本の復旧・復興ロードマップの概要について報告願います。

○及川県土整備企画室企画課長 6月11日に公表しました東日本大震災津波からの社会資本の復旧・復興ロードマップについて、お手元に配付している資料により御説明させていただきます。

1ページをごらんください。策定の趣旨ですが、被災された方々の今後の生活設計、再建等に少しでも役立ててもらうことを目的とし、身近な社会資本の整備に関する情報を復旧・復興ロードマップとしてまとめ、年4回程度定期的に情報提供しようとするものです。

ロードマップの構成ですが、復興に向けた三つの原則である安全の確保、暮らしの再建、

なりわいの再生のうち、県民生活にかかわりの深い社会資本整備として五つの分野、海岸保全施設、まちづくり、復興道路、災害復興公営住宅、漁港の総括工程表と、7月下旬をめどに公表予定としている市町村別工程表の2種類から成っております。

なお、各事業内容や工程につきましては、あくまでも現時点での計画であり、今後工程上の要因や事業計画上の要因により見直しや変更が生じる可能性があることを申し添えます。

1枚めくっていただきます。初めに、主要な海岸施設の復旧・整備の一般海岸、港湾海岸、この版を用いて総括工程表に共通する記載事項や構成等について御説明します。左上には、実施事業の復興計画上の位置づけを、その下の位置図には主に災害復旧事業や復興交付金事業で実施する箇所を記載しております。右上にございます岩手県の工程計画ですが、各分野の全体工程に関する説明、その下には箇所ごとの事業概要、年度別工程を記載しております。なお、年度別整備スケジュールにつきましては、県の復興実施計画期間により整理しております。

それでは、各分野の概要について簡単に御説明いたします。まず、一般海岸と港湾海岸ですが、海岸の堤防、水門の復旧整備を計画している54海岸のうち、主要な18海岸について記載しております。堤防の復旧、新設については、平成27年度末までにすべて完了させる予定です。海岸水門の遠隔操作化等による機能強化につきましては、全186基のうち災害復旧事業により実施する78基は平成26年度末までに、残る108基につきましても平成30年度までにはすべて完成させる予定です。

1枚めくっていただいて3ページは、農地海岸と林野海岸です。海岸の堤防、水門の復旧整備を計画している県管理16海岸すべてについて記載しております。堤防及び防潮林の復旧整備につきましては、平成30年度末までにすべて完了させる予定です。また、水門の復旧整備につきましては、平成27年度末までに30基すべてを完了させる予定です。

1枚めくっていただき、4ページから5ページにかけては、漁港海岸です。海岸の堤防、水門の復旧整備を計画している県管理25海岸すべてについて記載しております。25海岸の堤防及び299基の陸閘等の復旧整備につきましては、平成27年度末までにすべて完了させる予定です。

6ページから9ページまでは、復興のまちづくりです。北部から順に現在各市町村で計画されている面整備や街路整備等について記載しております。野田村及び宮古市以南の7市町村では、土地区画整理事業が21地区、防災集団移転促進事業が43地区で計画されています。漁業集落防災機能強化事業につきましては、久慈市から釜石市までの9市町村、30地区で計画されており、平成28年度までにすべてが完了する予定です。津波が発生した場合でも都市機能を維持するための拠点となる地域を整備する津波復興拠点整備事業につきましては、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、陸前高田市の3市2町で計8地区計画されております。また、各ページの下段に記載されている路線、箇所名は復興交付金事業等により整備が予定されているものです。

10 ページでございます。復興道路及び復興支援道路の整備です。復興道路は、国の直轄事業で実施する三陸沿岸道路ほか2路線、県事業で実施している宮古盛岡横断道路の計4路線5箇所、復興支援道路につきましては12路線25箇所について記載しております。県が施工する路線につきましては、平成28年度までに21箇所、平成30年度までに国道397号小谷木橋を除きすべて完了させる予定です。

11 ページは、復興関連道路の整備です。計画されております14路線15箇所すべてについて記載しております。復興関連道路につきましては、今年度末までに4箇所、平成29年度までにすべて完了させる予定です。

12 ページから14 ページまでは、災害復興公営住宅の整備です。普代村を除く11市町村で予定されている整備計画につきましては、建設候補地、事業主体、構造、予定戸数、整備手法、入居予定年度を記載しております。全体の計画戸数は5,340戸で、うち県が3,048戸、市町村が2,292戸を整備する予定です。県施工につきましては平成26年度、市町村施工につきましても平成27年度末までにすべて完了する予定です。

15 ページから16 ページは、漁港の復旧整備です。種市漁港から長部漁港まで県管理の31漁港すべてを記載しております。市町村管理漁港につきましては、市町村別工程表を公表する段階で記載する予定です。漁港の防波堤、岸壁等の復旧整備は、平成27年度末までにすべて完了させる予定です。

以上で社会資本の復旧・復興ロードマップについて、今回公表した総括工程表の概要とあわせて御報告を終わります。

○田村誠委員長 それでは、ただいま報告のありました社会資本の復旧・復興ロードマップの概要について質疑、御意見等ございませんか。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。大体概略はわかったのですが、私予算特別委員会のおきにもお聞きしましたが、このような工事全体に対する資材、それから労務担当者の確保についてはどのような形で今取り組んでおられるかお聞かせください。

○八重樫建設技術振興課技術企画指導課長 まず、御質問のありました資材についてでございます。岩手県の中で建設関係一手にまとめているという組織はないということで、以前にもお答えしている場面があったかと思いますが、しかしながら、各発注機関で資材の情報を共有するということが必要でございますので、県土整備部建設技術振興課が窓口になって、県の各発注機関の情報の縦ぐし、横ぐしをとるための円滑会議というものを3月末に設けたところであります。

続いて、沿岸4地区、久慈地区、宮古地区、釜石地区、大船渡地区、それぞれの振興局において発注機関、農林水産部所管、県土整備部所管の公所が集まって円滑化会議、それぞれ4月末に設置しました。そのほか、国、市町村の工事との調整の場であります連絡調整会議につきましては、5月の末に大船渡、釜石、宮古、久慈、各4地区で開催しております。これは、東北地方整備局の港湾部のほうで事務局をしていただいておりますが、開催済みでございます。その場で、それぞれの地域の主要資材、生コン、捨て石、採石、砂等

につきましても需要見込みをそれぞれ情報として共有したところでございます。さらに、その会議には生コンと材料の調達もとである建設業協会、それから調達先である生コンクリート工業組合、それから採石工業組合、砂利工業組合、それぞれの方々の出席もいただいて、同じく、まず需要量の情報の共有を行ったということでもあります。

○吉田建設技術振興課総括課長 ただいま関連業界の皆様と御相談を申し上げているところでございますが、復旧、復興建設工事の円滑な施工を図る上で、技術者、技能者の不足が障害となることが見込まれますので、国土交通省の通知ですとか他県の先行事例を踏まえまして、いわゆる復興JVの導入を検討しているところでございます。概要を申し上げますと、例えば宮城県ですと1億円以上5億円未満の比較的難易度の高くない工事を対象としまして、宮城県の場合は県外企業と県内企業のJVということを考えているようですが、本県の場合は沿岸部と内陸部の企業が、内陸部の企業がまだ比較的余裕があるという感じもございまして、第1弾目といたしましては、本県内部での復興JVを締結していただくというようなことを考えておりまして、御回答を待っているところでございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。資材、それから労務担当者についても、今のところまだ担保はされていないという状況であるということでしょうか。今後私は民間のほうに工事を出すだけでなく、そういったこともしっかりと行政のほうでフォローしなければ、このロードマップは絵にかいた餅に終わると思います。ぜひともそういった観点から、行政側のフォローも必要であると。どういった形で取り組んでいくか、今後もしっかりと組み立てをしていただきたいし、同時に国に対してもやっぱりそういったことを要請しながら、単価の値上げに対応する積算等も十分に対処していただきたいと思いますが、課長いかがでしょうか、もう一度お考えをお聞かせください。

○八重樫建設技術振興課技術企画指導課長 今質問のありました行政側としてのフォローアップ、これは当然必要かと存じております。いろいろな対策が要望されているわけですが、例えば生コンのプラントです。宮古地区などで需給ギャップが著しいということが明らかになっておりますが、行政がそのプラントを運営するというようなことは、ちょっと考えておりません。いずれにしろ、今そういったノウハウが行政のほうにはない、人材もいないということで、やはり餅は餅屋ということで、専門の方々に動いていただくというような方向で対応してございます。生コンにつきましては、岩手県生コンクリート工業組合のほうでいろいろと御検討いただいておりますが、今まだ水面下でございまして、宮古地区に販売を可能とする仮設プラントの計画を提案されているところでございます。こちらのほうでは、県有地ですとか、そういった立地点のあっせんですとか、そういったことで相談を受けてございます。さらに、採石、材料等につきましても現在岩手県採石工業組合のほうで組合員全員に詳細なアンケートを行いまして、出荷可能量、あるいは再開発可能量等を今積み上げていただいているところでございます。こういった数量の精査を含めて、行政のほうでも情報を密に交換しながらやってまいりたいと思います。

それから、単価面でございますが、国には被災3県合同で必要な資材の運搬等に要する

価格を工事の設計上計上できるようなシステムにさせていただきたいという要望をしてございました。先週の15日に国主催の復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会、東京で催されたわけですが、その場で必要な資材に係る設計変更での計上、資材費ですね、あるいは従業員の宿泊等に関する追加費用、これも設計変更での計上、こういったものを可能にするというような措置が発表されたところでありますが、具体的なものは6月中に通知が来るということでございますので、それに備えた準備をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 災害公営住宅に絞ってお聞きします。こういうロードマップを示されたというのは、大変私はわかりやすくてよかったです。

それで、県営の災害公営住宅だけれども、野田村だけが木造2階なのです。あとはみんなRC構造なのです。これを見ると、市町村はかなり木造でやるという計画になっていますね。確かに用地の問題とか、規模の問題とかありますから、単純には言えないのだけれども、今の仮設に住んでいる人たちの年齢構成を見たら、10年たったらこれはあくのです。だから、そういうときに活用できるようなものをつくらないと、これは大変なことになると。だから、最大限、5年後、10年後も活用しやすいような、野田村では県も木造2階でやると言っているのですが、もっと工夫する必要があるのではないのでしょうか。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅につきましては、十分な用地確保が難しいということもございまして、あるいは県の場合、早急かつ多量の供給を目指しているということをお聞きしますと、どうしても狭い場所に高い建物で戸数をおさめなければいけないということから集合住宅としまして、防火や構造耐力上木造以外の構造とせざるを得ない場合が多いと考えております。

なお、整備地区の戸数に比べまして、十分な敷地が確保できるという地域、あるいは地域内の他の災害公営住宅とのバランス等で、個別の状況によっては木造も可能ということで、野田村につきましては木造ということで考えてございます。

それから、高齢化等への対応につきましては、集合住宅におきましても廊下幅とか、トイレの幅とか、少し広めにつくるなどして、高齢化しても使いやすいようなプランとしていきたいと考えてございます。

○斉藤信委員 この計画だと、野田村以外はみんなRC構造なので、本当にこの条件が合えば、木造も幾らでもふやしていくというように検討していただきたい。

もう一つは、造成も含めれば、災害公営住宅は1戸当たり3,000万円かかるというのですよね。だったら、さらに200万円、300万円ぐらい支援して、持ち家建設を支援するということが私には効果的な気がするのです。その点を、やっぱり財政的にも、そして地元の復興のためにも、持ち家を支援することが私は本当に住宅再建の最大の課題だと思いますが、ここだけちょっと聞いておきます。

○澤村建築住宅課総括課長 委員御指摘のとおり、持ち家の推進というのは非常に重要なことと考えてございます。今年度新築、再建につきましてバリアフリー等の工事した場合に補助を行うという制度を設けてまして、これにつきまして今後十分に活用いただけますよ

うに、相談会等を開催していく予定としておりますので、当面それに対応していこうと考えてございます。

○田村誠委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、社会資本の復旧・復興ロードマップの概要についてはこれをもって終了いたします。

次に、その他の（２）現地調査実施報告書についてであります。4月19日及び20日に実施いたしました現地調査につきまして、お手元に配付した報告書案のとおり世話人会において取りまとめました。

今回の現地調査は、沿岸地域の広域振興局などを調査先として、現在の取り組み状況や今後の取り組み方法などを調査し、あわせて現地の復旧、復興の状況を視察、調査したものであります。報告書の1ページ目は、調査の目的及び調査の概要であります。今回の現地調査は4班体制で実施いたしましたが、各班の調査行程及び出席委員は別添1のとおりであります。調査先においては、各広域振興局等から説明を受け、質疑を交わしたところではありますが、その内容は別添2にまとめております。また、各広域振興局等の説明資料を別添3、調査の様子を別添4として添付しております。

以上のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

ほかに質問、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、なければ以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。